

## 県民の皆さまへのお願い（7/13）

- 県内で約2ヶ月半ぶりに新型コロナウイルスの新たな感染者が確認されました。佐川町在住の高知ファイティングドッグスの選手です。
- 感染の経緯については、7月5日に親族のお見舞いのために大阪に自家用車で行かれ、滞在中に知人らと会食し、また、この同じ店舗で他にも感染者が確認されているということで、大阪の飲食店で感染したことが推定されると考えております。
- 5月末に「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安」をお示しました。本日、新たに1名の感染が確認されましたが、「ゼロ（緑）」の状態を維持することで、現時点では対応したいと考えております。
- その理由として、今回の75例目の方は感染経路が推定でき、また、濃厚接触者の範囲もチームの関係者の方々と、不特定多数の方と接触した事実はないということです。感染の封じ込めが十分に可能な状態だと考えております。
- ただ、新たな感染者が確認されましたので、県民の皆さまには、他県を訪れる際には、感染防止策が徹底されていない店舗や施設への立ち入りは避けていただくようお願いいたします。
- 特に、感染が拡大している地域の夜の繁華街の出入りには厳重に注意していただいて、感染防止策が徹底されていないような店には立ち入らないようお願いいたします。
- また、平常時からお願いしている手洗いの励行やマスクの着用については、感染が拡大している地域を訪れる場合には徹底していただくよう併せてお願いいたします。
- 高知県では、観光の需要回復を目指して様々な取り組みを行っておりますが、新型コロナウイルスが疑われる症状がある、特に、感染が拡大している地域にお住まいの方々には、高知県への来県は控えていただくようお願いいたします。
- 昨今の状況を見ると、県内における感染者の発生をゼロにすることは、少なくとも当面は、現実的には困難だろうということは確かだと思っております。

- 新型コロナウイルスの存在、共存を前提として、感染防止対策をしっかりと講じながら、社会経済活動の回復との両立を図っていくことが求められている局面であると考えています。
- 県民の皆さまや事業者の皆さまには、かねてお願いしているように、「新しい生活様式」の実践や、業種ごとに作成されたガイドラインによる感染防止策の徹底といった取り組みを一層進めていただくよう、改めてお願いします。

令和2年7月13日

高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長  
(知事) 濱田 省司

# 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安

判断指標	ステージ	ゼロ（緑）	注意（黄）	警戒（オレンジ）	特別警戒（赤）
※1	直近7日間新規感染者数 (直近7日間の人口10万人あたりの新規感染者数)	0名 (0名)	1名以上 (1名未満)	7名以上 (2名未満)	14名以上 (2名以上)
	病床稼働率	10%未満	10%以上	30%以上	50%以上
対応方針	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離（1～2m）の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒</li> <li>・咳エチケット ・こまめに喚気 ・公共交通機関では会話は控えめに</li> <li>・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて</li> <li>・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 各店舗における適切な感染対策の徹底</li> </ul>			
	国の専門家会議の地域区分	③感染観察		②感染拡大注意	①特定（警戒）
	外出	「3密」の徹底回避		夜間や休日の外出自粛の検討・実施	昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施
	会食	(共通事項に留意)	小規模グループかつ短時間で		家族以外での会食を控える
	イベント等 ※3	国の基本的対処方針に基づき対応	100人超の開催・参加自粛	50人超の開催・参加自粛	開催・参加自粛
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※4			
	県立施設	開館		屋内施設の休館を検討	休館
	他県との往来	国の基本的対処方針に基づき対応 ※5	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断		

※1 判断指標とする直近7日間の新規感染者数に加えて、感染経路不明の新規感染者の状況を考慮し総合的にステージを判断する。また、局所的なクラスターや院内感染については、上記判断指標は適用せず、感染拡大のリスクを事例ごとに個別に判断するものとする。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針を考慮して決定するものとする。

※3 イベント等については、大まかな目安であり、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断するものとする。

※4 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

※5 5/31までは「不要不急の他県との往来自粛」とする。6/1～6/18は北海道、首都圏の一部との往来自粛とする。6/19以降は往来自粛を段階的に解除する予定。